

川 交 審 第 号
令和 7 年 1 1 月 日

川越市長 森田 初恵 様

川越市交通政策審議会
会長 久保田 尚

デマンド型交通「かわまる」の見直しについて（中間答申）

令和 7 年 4 月 1 4 日付け川交第 2 3 号により諮問がありました標記の事項につきまして、デマンド型交通かわまるが将来にわたって持続可能な交通となるよう、効果的・効率的な運行に向けた運行内容の改善について、本審議会において審議を行い、この度の中間答申に至りました。

これまでの審議においては、利用状況データ等に基づいた移動傾向等について現状分析を行うとともに、地区毎における課題の抽出を行い、今後対応すべき課題と見直しに向けた方向性を整理するなかで、先行して乗降場設置基準を策定することを決定いたしました。

当該設置基準の策定を速やかに市で実行いただけるよう、最終的な答申を行う前に「中間」との形式により、答申をさせていただくことといたしました。

この答申により、交通不便地域等への乗降場設置が速やかに図られるものと期待しておりますので、下記事項について積極的に取り組まれますようお願いいたします。

記

1 かわまるの目的（役割）

- (1) 路線バスや川越シャトルを補完し、市内の交通空白地域における市民の移動を支援する。
- (2) 市中心部、他の地区へ移動する場合における、最寄りの交通結節点までの移動手段として、乗継利便性の向上を図る。

2 交通不便地域の設定

本市においては、川越市都市・地域総合交通戦略において、交通空白地域を「鉄道駅から 800m 圏、バス停から 300m 圏以外のエリア」と定義し、川越シャトルの運行便数が極端に少ない地域であっても、運行便数に関わらずバス停が設置されていることをもって交通空白地域とはしていない。

しかしながら、今後の高齢化の進展や多様化する移動ニーズ等の地域の実情を考慮した場合、運行便数が少なく川越シャトルが利用しづらい地域においては、運行便数を考慮した利用者目線に立った考えが求められる。

このため、かわまるの運行時間帯である平日 8 時から 18 時において、1 日 6 便未満の川越シャトルのバス停 300m 圏を交通不便地域とし、地域内乗降場の設置を可能とすることにより、川越シャトルと一体となり地域の足の確保に努めること。

3 自治会集会所の区分変更

自治会集会所は、「地域内乗降場」として区分し設置されており、交通空白地域に該当しない鉄道駅圏内又はバス停圏内には、乗降場が設置されていない。

しかしながら、自治会集会所は、地域住民の交流や活動を支援する場であり、公共的な性格を有している。

このため、自治会集会所の区分を「地域内乗降場」から「公共施設等」へ変更し、より実態に即した取扱いとすること。

4 乗降場設置基準の策定

上記に記載した事項を踏まえ、交通空白地域及び交通不便地域における地域内乗降場設置要望への対応、並びに商業施設等、医療施設及び自治会集会所に

おける乗降場設置要望への対応について定めた、新たな乗降場設置基準を策定されたい。

なお、乗降場設置基準の策定に当たっては、以下の点に留意すること。

- (1) 新たに乗降場を設置する場合、既存の乗降場から 200m 圏内には設置しないことを原則とする。なお、200m 圏内であっても、以下に示す地域の実情を考慮しながら乗降場を設置すること。
 - ・ 既存の乗降場から道路距離が 200m 以上離れている場合
 - ・ 踏切、河川、幹線道路、その他高低差・勾配等の地理的条件などを考慮し、慢性的に移動に時間がかかる場合
- (2) 地域内乗降場については、上述した鉄道駅から 800m 圏、バス停から 300m 圏においても、単に鉄道駅やバス停からの直線距離で捉えるのではなく、鉄道駅やバス停からの道路距離や上述した地理的条件等を考慮しながら設置すること。

以上